



第18回 定時株主総会 招集ご通知



2020年6月19日（金曜日）
午前10時



広島市東区二葉の里三丁目5番4号
広テレビビル
広島コンベンションホール
2階 メインホール2A

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。



第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

目次

第18回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告	25
株主総会参考書類	33
インターネットによる 議決権行使のご案内	38

証券コード 1726
2020年6月1日

株 主 各 位

広島市東区光町二丁目6番31号
株式会社ビーアールホールディングス
代表取締役社長 藤 田 公 康

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月19日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 広島市東区二葉の里三丁目5番4号 広テレビビル
広島コンベンションホール
2階 メインホール2A |

3. 目的事項

報告事項

1. 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brhd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brhd.co.jp/>) に掲載させていただきます。

2. 定時株主総会における新型コロナウイルス予防対策対応のお願い

新型コロナウイルスの感染予防対策及び拡散防止として、ご来場の株主様におかれましては、検温などによりご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※今後の状況に応じて、やむを得ず開催場所や開催時間などが変更となる可能性がございます。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brhd.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご出席を予定されている株主の皆様は予め当社ウェブサイトでご確認いただきますようお願いいたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、高水準の企業収益が続いていることや雇用及び所得環境の改善などを背景に個人消費も底堅く、景気は緩やかに推移してまいりました。しかし、新型コロナウイルスによる経済活動の低下から先行き不透明な状況に陥っております。

当社グループの主力事業である建設事業におきましては、社会資本の老朽化に伴う維持修繕工事が増加基調で推移するなど、底堅い動きが続いておりますが、受注競争の激化や技術者の不足に加え労務費・資材費の上昇傾向が続くなど、経営環境は引き続き厳しい状況で推移しました。

このような情勢の下、当社グループは高速道路会社によるPC床版取替工事の発注量増加が見込まれることから、高宮工場（キョクトウ高宮棟）にPC床版製造ラインを新設し、ストックヤード確保のため、新機材センターの用地を取得いたしました。

こうした対応の結果、当連結会計年度の売上高は34,775百万円（前年同期比27.2%増）、営業利益は2,158百万円（前年同期比55.7%増）、経常利益は2,097百万円（前年同期比48.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,348百万円（前年同期比81.9%増）と、前年同期比で増収・増益となり、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益ともに当社上場来最高額を更新しました。

今後、各工場及び機材センターのレイアウト見直しを進め、生産性向上を図ってまいります。

当社グループのセグメントの業績は、次のとおりであります。なお、金額にはセグメント間取引を含めております。

【建設事業】

建設事業におきましては、中国自動車道の床版取替工事、阪神高速道路のPC桁等大規模修繕工事等の大型物件の受注等はあったものの、期内契約予定の大型物件の価格決定が次期にずれ込む等、当連結会計年度の受注高は26,887百万円（前年同期比16.6%減）となりました。一方、手持工事の進捗が進み売上高は30,953百万円（前年同期比25.6%増）、セグメント利益は3,035百万円（前年同期比18.4%増）となりました。

【製品販売事業】

製品販売事業におきましては、PC床版、PCマクラギの受注が増加したことから、当連結会計年度の受注高は5,217百万円（前年同期比60.5%増）、売上高は3,603百万円（前年同期比49.3%増）、セグメント利益は122百万円（前年同期 セグメント損失203百万円）となりました。

【情報システム事業】

情報システム事業におきましては、当社グループの働き方改革に対応した基幹システムの機能更新等により、当連結会計年度の売上高は384百万円（前年同期比4.8%増）、セグメント利益は7百万円（前年同期 セグメント利益0百万円）となりました。

【不動産賃貸事業】

不動産賃貸事業におきましては、当社保有の極東ビルディングにおいて、事務所賃貸ならびに一般店舗・住宅の賃貸管理のほか、グループ会社の拠点として、当社が一括して賃借した事務所を各グループ会社に賃貸しており、安定した売上高を計上しております。当連結会計年度の売上高は177百万円（前年同期比3.4%減）、セグメント利益は121百万円（前年同期比2.6%減）となりました。

（事業の種類別セグメントの売上高推移）

（単位：百万円）

事業の種類別 セグメントの名称	2018年度		2019年度		前年同期比増減	
		構成比		構成比		増減率
建設事業	24,647	90.2%	30,953	89.0%	6,305	25.6%
製品販売事業	2,386	8.7	3,509	10.1	1,122	47.0
情報システム事業	251	0.9	267	0.8	15	6.2
不動産賃貸事業	47	0.2	45	0.1	△1	△3.0
合計	27,333	100.0	34,775	100.0	7,442	27.2

（注）セグメント間取引については相殺消去しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は760百万円であり、主なものは次のとおりであります。

製品販売事業	高宮工場プレテン工場新築	563百万円
建設事業	新機材センター用地取得	50百万円

(3) 資金調達状況

当連結会計年度においては、シンジケートによるタームローン及びコミットメントラインの設定等による資金調達を行っております。

当連結会計年度末の借入金残高は、短期借入金3,800百万円と1年内返済予定の長期借入金1,000百万円及び長期借入金4,050百万円の合わせて8,850百万円であります。

(4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く環境は、大規模プロジェクト（リニア中央新幹線、整備新幹線3路線など）や、既設構造物の更新需要など堅調に推移することが予想され、当社グループにおいても長期大型工事の受注拡大により、建設事業の期末手持高は高水準で推移いたしました。こうした状況の中、この長期大型工事に対応する人材の確保と育成、長期間のコスト管理の徹底、多額な立替工事費への対処が目下の経営課題として認識されております。なお、高速道路大規模更新の発注量増加とともに中国地方在来線及び新幹線のマクラギ需要に備え、各工場及び機材センターのレイアウト見直しを進めております。

また、技能労働者の減少及び高齢化による建設業の担い手不足が懸念されるほか、社員の長時間労働の削減も喫緊の課題となっております。

当社グループはこれら課題に対しスピード感をもって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。
(新型コロナウイルス感染症対策)

2月のダイヤモンド・プリンセス号の感染症対策から、25日発表された厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」をベースに、3月にBr.HDグループの「新型コロナウイルス対策方針」を制定いたしました。これをもとにグループを各地域別に分けて対策本部を設置し、連絡体制の構築・部門閉鎖時の対応を図るとともに、内勤者・現場や工場などの職場環境に合わせた「新型コロナウイルス対策マニュアル」を策定し、テレワーク、時差出勤、勤務ローテーション等の導入を推進し、グループ全社員にマスクを配布する等感染症予防に努めております。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)	2019年度 (当連結会計年度) (2020年3月期)
受 注 高	31,465	37,451	36,032	32,699
売 上 高	24,366	23,669	27,333	34,775
経 常 利 益	1,328	1,632	1,415	2,097
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	899	1,025	741	1,348
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	24円84銭	26円36銭	18円94銭	34円45銭
総 資 産	20,657	19,611	23,017	26,398
純 資 産	4,714	5,611	6,261	6,871

(注1) 受注高にはセグメント間取引を含めております。

(注2) 当社は、2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2016年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(注3) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
極 東 興 和 株 式 会 社	100百万円	100%	土木建築業
東日本コンクリート株式会社	100	100	土木建築業
キョクトウ高宮株式会社	100	100	コンクリート製品製造
ケイ・エヌ情報システム株式会社	50	100	情報システム業務
豊 工 業 株 式 会 社	10	100	土木建築業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額 (百万円)
極東興和株式会社	広島市東区光町二丁目6番31号	3,517

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、14,616百万円であります。

(7) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社を持株会社とする子会社5社で構成され、橋梁を中心とするプレストレストコンクリート工事を専門分野とする建設事業を主な事業とし、製品販売事業としてコンクリート二次製品の製造販売、情報システム事業として情報処理、ソフトウェア開発等を展開しております。

(8) **主要な営業所及び工場** (2020年3月31日現在)

当 社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
極 東 興 和 株 式 会 社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	支 店	東京、北陸(新潟県)、名古屋(愛知県)、大阪、広島、四国(高知県)、福岡
	工 場	静岡、江津(島根県)、大分
東日本コンクリート株式会社	本 社	仙台市青葉区一番町二丁目2番13号(仙建ビル)
	工 場	巨理(宮城県)
キョクトウ高宮株式会社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	工 場	高宮(広島県)
ケイ・エヌ情報システム株式会社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	支 店	東京
豊 工 業 株 式 会 社	本 社	大分市大字上戸次字長川原3604-17

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設事業	424名	5名増
製品販売事業	50名	5名増
情報システム事業	42名	1名増
全社（共通）	52名	7名増
合計	568名	18名増

(注1) 使用人数は就業員数であります。

(注2) 不動産賃貸事業につきましては、管理を外部委託しているため就業者はおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	4名増	55.9歳	7.3年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,560百万円
株式会社広島銀行	2,074
株式会社中国銀行	1,515
株式会社山口銀行	1,415
株式会社もみじ銀行	1,215
株式会社七七銀行	68

(注) 株式会社三菱UFJ銀行など6行との間で、総額44億円のコミットメントライン契約を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 39,700,000株 |
| ③ 株主数 | 29,201名 |

(2) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
トウショウアセットマネジメント株式会社	4,000千株	10.33%
藤 田 公 康	2,175千株	5.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,013千株	5.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,947千株	5.03%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,707千株	4.41%
ビーアールグループ社員持株会	1,124千株	2.91%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1,115千株	2.88%
広 成 建 設 株 式 会 社	988千株	2.55%
ビーアールグループ取引先持株会広島支部	953千株	2.46%
ビーアールグループ取引先持株会大阪支部	864千株	2.23%

(注) 持株比率は自己株式(995,796株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2015年6月25日	2016年6月24日	2017年6月23日
新株予約権の数	370個	410個	410個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 74,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 82,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 82,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 33,300円 (1株当たり166円50銭)	新株予約権1個当たり 38,900円 (1株当たり194円50銭)	新株予約権1個当たり 76,800円 (1株当たり384円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間	2015年7月28日から 2045年7月27日まで	2016年7月22日から 2046年7月21日まで	2017年7月25日から 2047年7月24日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員 及び社外取締役を除 く） 新株予約権の数 370個 目的となる株式数 74,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 410個 目的となる株式数 82,000株 保有者数 4人	新株予約権の数 410個 目的となる株式数 82,000株 保有者数 4人

(注1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(注2) 監査等委員である取締役の保有分はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役の様況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	藤田 公康	極東興和株式会社 代表取締役社長
取締役	石井 一生	技術本部長 極東興和株式会社 取締役工事本部長 東日本コンクリート株式会社 取締役
取締役	山根 隆志	営業本部長 極東興和株式会社 取締役営業本部長 東日本コンクリート株式会社 取締役 キョクトウ高宮株式会社 代表取締役社長
取締役	天津 武史	管理本部長 極東興和株式会社 取締役管理本部長 東日本コンクリート株式会社 監査役 ケイ・エヌ情報システム株式会社 取締役
取締役	山縣 修	東日本コンクリート株式会社 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	田坂 昌博	極東興和株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	小田 清和	弁護士 株式会社アンフィニ広島 社外監査役
取締役 (監査等委員)	佐上 芳春	公認会計士 広島市農業協同組合 監事

(注1) 小田清和氏及び佐上芳春氏は、社外取締役であります。

(注2) 佐上芳春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注3) 小田清和氏及び佐上芳春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

(注4) 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集、重要な社内会議における情報共有、会計監査人との情報交換及び内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、田坂昌博氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

- ① 2019年6月21日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、取締役 多賀邦行氏は任期満了により退任いたしました。
- ② 2019年6月21日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員) 藤並信幸氏は任期満了により退任いたしました。
- ③ 2019年6月21日開催の第17回定時株主総会において、田坂昌博氏は新たに取締役 (監査等委員) に選任され就任いたしました。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	4名 (-)	62百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (2)	20 (8)
合 計 （うち社外取締役）	8 (2)	82 (8)

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した金額及び譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を含んでおります。

(注3) 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の株主総会において年額96百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また2018年6月22日開催の株主総会において、別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）に対する報酬として年額60百万円以内の範囲で譲渡制限付株式報酬を支給することを決議いただいております。

(注4) 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

(注5) 取締役（監査等委員を除く。）1名は無報酬のため、除いております。

(注6) 上記の取締役（監査等委員）には、2019年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）が1名含まれております。

(4) 社外役員に関する事項**① 重要な兼職先と当社との関係**

- ・社外取締役（監査等委員）小田清和氏は、株式会社アンフィニ広島の社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社アンフィニ広島との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）佐上芳春氏は、広島市農業協同組合の監事を兼務しております。なお、当社は広島市農業協同組合との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取 締 役 会	監査等委員会
	出 席 回 数	出 席 回 数
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） 小 田 清 和	16回／16回	17回／17回
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） 佐 上 芳 春	16回／16回	17回／17回

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況

小田清和氏は、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、内部

監査について適宜、必要な発言を行っております。

佐上芳春氏は、主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制システム、経理及び財務について適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役小田清和氏及び佐上芳春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限度が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の適正性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識に関する会計基準に係る助言指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社グループの企業倫理の確立と遵守に関する社会的要請に対応し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をさらに拡大していくために、「Br. HDグループ企業行動基準」を定める。
 - (ロ) 当社は、グループ全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図るため、当社社長を委員長とする「倫理委員会」を設置し、定期的を開催する。
 - (ハ) 当社は、内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置き、グループのコンプライアンス統括部署を社長室とする。
 - (ニ) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部窓口を含めた社内通報システムを整備し、「公益通報者保護規程」等に基づき適切に運用する。
 - (ホ) 当社は、当社グループの反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係を持たない体制を整備・維持する。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 当社グループは、各社の「取締役会規程」に従い法令・定款に適合する取締役会を開催し、議事録の作成・保管を行い、その他の取締役の職務執行に係る情報については、「文書規程」及び「セキュリティ管理規程」に基づき管理し、情報の取扱い、保管、セキュリティに関する適切な運用を図る。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は、当社グループのリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を構築する。
 - (ロ) 当社社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、グループのリスク管理事項について問題が発生した場合は、速やかにその評価を行い、各関係部署と連携し改善策を策定するとともに、遅滞なくステークホルダーへ開示される措置を講じる。また、不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は取締役会を原則毎月1回開催し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
 - (ロ) 子会社取締役は、当社の「関係会社規程」に従い、効率的に職務を執行する。
 - (ハ) 当社は、将来の事業環境を踏まえた中期事業計画を策定し、グループの事業年度ごとの予算を立案し、その目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
 - (ニ) 当社は、月1回経営会議において事業計画の進捗や予算の実績管理を行う。
- ⑤ グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、グループにおける業務の適正を確保するため、「Br. HDグループ企業行動基準」と「関係会社規程」を定め、グループ各社の経営方針および経営状況の管理を行う。
 - (ロ) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とする。
 - (ハ) 当社グループ内の取引については、取引の経済的合理性を検証するとともに、取引条件が第三者との取引と比較して著しく乖離しない水準が確認し、必要に応じ専門家を利用する。
 - (ニ) 当社取締役又は従業員を子会社の取締役及び監査役として派遣し、子会社の営業成績、財務状況その他重要事項の取扱いについてモニタリングする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性の確保
- (イ) 職務の遂行上必要な場合、監査等委員会は補助使用人等の設置を求めることができる。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助する補助使用人の任免・評価・賃金等に関しては、予め監査等委員会の同意がなければならないとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (イ) 監査等委員会は、基本方針の決定又は決議に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から監査等委員会に対して適時かつ適切な報告がなされる（子会社の取締役、監査役及び使用人から監査等委員会に直接又は間接に報告をされることを含む。）。
 - (ロ) 監査等委員会は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査等委員会に報告する体制を確立するよう、取締役に対して求める。

- ⑧ 子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (イ) 監査等委員会は、取締役及び使用人等から、子会社の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。
 - (ロ) 監査等委員会は、その職務の執行に当たり、子会社の監査役、内部監査部門等、又は会計監査人と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るとともに、実効的かつ効率的な監査を実施するよう努める。
 - (ハ) 選定監査等委員は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があると認めるときは、子会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。
- ⑨ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは行わない。
 - (ロ) 監査等委員会は、重要な情報が監査等委員会にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、その内部通報システムがグループを含め有効に機能しているかを監視及び検証しなければならない。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査等委員の職務の執行によって生ずる費用は、前払又は償還を行う。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査等委員会は、経営者と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や対処すべき課題等について意見・情報の交換を行う。
 - (ロ) 監査等委員会は、内部監査部門等からその監査結果等について報告を受け、当社グループの取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性を検討する。
 - (ハ) 監査等委員会は会計監査人と随時会合を持ち、監査結果や監査時の気づきについて意見交換を行う。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

- ① 業務執行の効率性向上に関する取組みの状況
- 当社では、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することにより、効率的な意思決定を行っております。

当事業年度は、取締役会を16回開催し、事業方針の決定、中期経営計画の策定、規程改訂等について審議を行いました。

また、取締役会及び経営会議においては、当社グループの個別・連結業績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題とその対策について議論を行いました。

② リスク管理体制及び取組みの状況

当社では、「リスク管理規程」により、リスク管理委員会を設置し、当社代表取締役社長を委員長とし、当社管理本部長、当社営業本部長、当社技術本部長、当社社長室長、当社内部監査室長が委員を務め、当社及び子会社のリスク管理を行うことと定めております。またリスク管理責任者を各管理部門の長と定め、当社及び子会社のリスク管理を行うこととしております。

当事業年度においては、リスク管理委員会を1回開催しております。

③ コンプライアンス体制及び取組みの状況

当社では、コンプライアンス体制の強化・推進を目的に、「倫理委員会規程」により倫理委員会を設置し、当社代表取締役社長を委員長とし、当社管理本部長、当社営業本部長、当社技術本部長、当社社長室長、当社内部監査室長が委員を務め、当社及び子会社の企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案及び推進することと定めております。

具体的には、必要に応じて委員会を開催することとしており、また「B rグループ企業行動基準」を作成し、社内及び子会社の役員を含む全従業員への啓蒙活動を行うとともに、社内イントラネット上に「ヘルプデスク窓口」を設けて、子会社を含む従業員よりの意見・提言を徴収し倫理活動に反映させるようにしております。

④ 情報システム及び情報セキュリティに関する取組みの状況

当社では、情報システムの企画・開発・運用・保守というサイクルの中で、効果的な情報システムの投資、情報システムにまつわるリスクを適切にコントロールすることを目的とし、情報システム委員会を設置しております。

当事業年度においては、情報システム委員会を1回開催しております。

⑤ 監査等委員会に関する運用状況

現状の監査等委員会には独立性、専門性を有する社外役員が過半数在籍し、また、常勤の監査等委員を設置し、内部監査室及び会計監査人等から機動的に情報収集、内部統制やリスク管理等の運用状況、監査報告等の情報をモニタリングし、実査も含めガバナンスの強化に向けた監視を行う体制としております。

またガバナンスの実効性を高める対策としては、有効な経営情報を収集するため、内部監査室との同行監査、子会社の重要会議・主要会議への出席及び議事録の閲覧等、加えて取締役の業務執行把握のため、面談（ヒアリング）を計画的に実行しております。

⑥ 内部監査に関する運用状況

当社グループの内部監査はグループ全体として経営の有効性、効率性を確保するための経営管理体制のもとに業務の健全性・的確性及び社会的信頼性を確保することを目的としております。

当社における内部監査は、当社内部監査室において「内部監査実施計画書」を作成し、当社グループ全社を対象に、「内部監査規程」に定められている内容（業務執行及び組織運用の状態、諸規則及び会社の規程、通達等の実施状況、業務能率及び経営合理化の状態、財務管理及び収支運営の状態、資産の取得、運営、保全及び処分事項）の他、適時に必要と考えられる項目（例えば、国土交通省からの通達事項等社会的要求事項の実施状況）について監査を行っております。

⑦ 関連当事者取引等

当社または当社の子会社が新たに取引を行う場合、取引担当者は、取引開始前に取引相手が関連当事者に該当しないかどうかについて当社総務部へ照会を行います。

照会の結果、関連当事者と新たな取引を行う場合には、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従い、取締役会において意思決定を行っております。また、関連当事者取引が承認された場合には、当社管理本部長は、有価証券報告書等の「関連当事者取引」への記載の要否の検討について経理部長に指示しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績に対応した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本とし、将来の事業展開と経営基盤の強化に備えるため、設計・開発を含む技術サポートの強化及び国内拠点ネットワークの整備等、内部留保金の充実等を勘案したうえで積極的に株主に利益還元していく方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき5円とさせていただくことを提案いたしました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,784	流 動 負 債	15,353
現 金 預 金	2,732	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	4,756
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	13,907	電 子 記 録 債 務	2,763
未 成 工 事 支 出 金	1,416	未 払 金	183
商 品 及 び 製 品	1,876	短 期 借 入 金	3,800
仕 掛 品	168	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,000
材 料 貯 蔵 品	157	未 払 法 人 税 等	337
未 収 入 金	489	未 払 消 費 税 等	183
そ の 他	35	未 成 工 事 受 入 金	1,425
固 定 資 産	5,614	完 成 工 事 補 償 引 当 金	35
有 形 固 定 資 産	4,943	そ の 他	868
建 物 ・ 構 築 物	2,272	固 定 負 債	4,173
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	537	長 期 借 入 金	4,050
土 地	2,081	そ の 他	123
リ ー ス 資 産	0	負 債 合 計	19,527
建 設 仮 勘 定	50	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	74	株 主 資 本	6,699
ソ フ ト ウ エ ア	54	資 本 金	1,317
電 話 加 入 権	20	資 本 剰 余 金	951
投 資 そ の 他 の 資 産	596	利 益 剰 余 金	4,826
投 資 有 価 証 券	387	自 己 株 式	△395
関 係 会 社 株 式	15	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	68
繰 延 税 金 資 産	83	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	68
そ の 他	135	新 株 予 約 権	103
貸 倒 引 当 金	△25	純 資 産 合 計	6,871
資 産 合 計	26,398	負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,398

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,775
売上原価	30,304
売上総利益	4,471
販売費及び一般管理費	2,312
営業利益	2,158
営業外収益	47
受取利息及び配当金	6
スクラップ売却益	14
その他	26
営業外費用	108
支払利息	35
工事保証料	25
資金調達費用	36
その他	11
経常利益	2,097
税金等調整前当期純利益	2,097
法人税等合計	748
法人税、住民税及び事業税	730
法人税等調整額	18
当期純利益	1,348
親会社株主に帰属する当期純利益	1,348

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,317	889	3,792	△30	5,968
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△314		△314
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,348		1,348
自己株式の取得				△383	△383
自己株式の処分		62		17	80
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	62	1,033	△365	731
当連結会計年度末残高	1,317	951	4,826	△395	6,699

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	160	160	133	6,261
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△314
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,348
自己株式の取得				△383
自己株式の処分				80
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)	△91	△91	△30	△122
当連結会計年度変動額合計	△91	△91	△30	609
当連結会計年度末残高	68	68	103	6,871

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,307	流 動 負 債	6,141
現 金 預 金	929	短 期 借 入 金	3,800
営 業 外 受 取 手 形	261	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,000
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	6,620	未 払 金	72
未 収 入 金	490	未 払 費 用	6
そ の 他	4	未 払 法 人 税 等	147
固 定 資 産	6,309	未 払 消 費 税 金	6
有 形 固 定 資 産	1,215	預 り	1,108
建 物	232	固 定 負 債	4,147
構 築 物	0	長 期 借 入 金	4,050
機 械 装 置	0	繰 延 税 金 負 債	13
工 具 器 具 備 品	22	長 期 未 払 金	3
土 地	908	長 期 預 り 保 証 金	79
建 設 仮 勘 定	50	負 債 合 計	10,289
無 形 固 定 資 産	44	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	44	株 主 資 本	4,155
電 話 加 入 権	0	資 本 本 金	3,017
投 資 そ の 他 の 資 産	5,049	資 本 剰 余 金	1,004
投 資 有 価 証 券	271	資 本 準 備 金	517
関 係 会 社 株 式	4,324	そ の 他 資 本 剰 余 金	487
長 期 前 払 費 用	0	利 益 剰 余 金	529
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	440	利 益 準 備 金	120
敷 金	12	そ の 他 利 益 剰 余 金	408
資 産 合 計	14,616	繰 越 利 益 剰 余 金	408
		自 己 株 式	△395
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	68
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	68
		新 株 予 約 権	103
		純 資 産 合 計	4,327
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,616

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	929
関係会社受取配当金	596
経営管理収入	155
不動産賃貸収入	177
営 業 費 用	546
不動産賃貸原価	56
販売費及び一般管理費	490
営 業 利 益	383
営 業 外 収 益	57
受取利息	50
受取配当金	3
その他	3
営 業 外 費 用	46
支払利息	33
資金調達費用	13
その他	0
経 常 利 益	394
特 別 損 失	13
投資有価証券評価損	13
税 引 前 当 期 純 利 益	380
法 人 税 等 合 計	△40
法人税、住民税及び事業税	△38
法人税等調整額	△2
当 期 純 利 益	421

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本			剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 株 己 式	株 資 合 本 計
		資 準 備	本 金	そ の 他 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	3,017	517	425	942	89	333	422	△30	4,351			
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当					31	△346	△314		△314			
当 期 純 利 益						421	421		421			
自 己 株 式 の 取 得								△383	△383			
自 己 株 式 の 処 分			62	62				17	80			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計	-	-	62	62	31	75	106	△365	△196			
当 期 末 残 高	3,017	517	487	1,004	120	408	529	△395	4,155			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	148	148	133	4,633
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△314
当 期 純 利 益				421
自 己 株 式 の 取 得				△383
自 己 株 式 の 処 分				80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△80	△80	△30	△110
当 期 変 動 額 合 計	△80	△80	△30	△306
当 期 末 残 高	68	68	103	4,327

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社ビーアールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 嶋 敦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーアールホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーアールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社ビーアールホールディングス
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 嶋 敦 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアールホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社ビーアールホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 田 坂 昌 博 ㊟

監 査 等 委 員 小 田 清 和 ㊟

監 査 等 委 員 佐 上 芳 春 ㊟

(注) 監査等委員小田清和及び佐上芳春は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、今後の経営環境のなかで、企業体質の強化、収益力の向上、将来の事業展開に備えた財務体質強化を図るため、内部留保にも配慮しながら、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定的、継続的な配当を行っていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を考慮し、下記のとおり、前期比で1円増配し1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき4円お支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり9円となり、前期比2円の増配となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 配当総額は193,521,020円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふじ た きみ やす 藤田公康 (1950年9月9日生)	1976年8月 大塚製薬(株)入社 1981年9月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社取締役 社長室長 1983年9月 同社常務取締役管理本部長 1985年9月 同社代表取締役社長 1993年9月 同社代表取締役会長 2002年9月 当社取締役 2005年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2015年6月 極東興和(株)代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 極東興和(株) 代表取締役社長	2,175,800株
	<p>選任の理由</p> <p>経営者として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた長年の実績と経営全般における豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	いし い かず お 石 井 一 生 (1959年9月27日生)	1983年4月 建設省(現 国土交通省) 入省 1990年3月 外務省出向 在ミャンマー日本大使館二等書記官 1997年11月 JICA専門家タイ王国道路局派遣 2001年1月 国土交通省中国地方整備局松江国道工事事務所長 2003年7月 広島高速道路公社企画調査部長 2005年11月 国土交通省総合政策局国際建設技術企画官 2008年4月 高知県土木部長 2012年9月 国土交通省四国地方整備局企画部長 2015年10月 当社工事本部技術担当顧問 兼 海外事業担当顧問 2016年6月 当社取締役技術本部長 2017年6月 当社取締役技術本部長 兼 工事本部長 2017年10月 極東興和(株)取締役工事本部長 (現任) 2018年6月 東日本コンクリート(株)取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役技術本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 極東興和(株) 取締役工事本部長 東日本コンクリート(株) 取締役	30,300株
選任の理由 国土交通省において要職を歴任し、海外での勤務実績など豊富な経験と幅広い見識は、当社グループの建設事業・海外事業の拡大など、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	やまね たかし 山根隆志 (1959年5月31日生)	1980年4月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 2008年4月 同社大阪支店営業部長 2010年4月 同社事業本部事業推進部長 2013年4月 同社営業本部副本部長 2014年6月 同社取締役営業本部副本部長 2015年6月 同社取締役営業本部長 (現任) 2015年6月 当社取締役営業本部長 (現任) 2015年6月 東日本コンクリート(株)取締役 (現任) 2018年6月 キョクトウ高宮(株)代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 極東興和(株) 取締役営業本部長 東日本コンクリート(株) 取締役 キョクトウ高宮(株) 代表取締役社長	54,000株
選任の理由 主に営業及び技術開発部門で豊富な経験を有し、現在、当社営業本部長としてグループ全体の営業戦略・研究開発・海外事業でリーダーシップを発揮するなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	あまつ たけし 天津武史 (1958年2月4日生)	1981年4月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 2005年7月 当社運営本部長 2008年4月 当社管理本部経理部長 2011年6月 東日本コンクリート(株)監査役 (現任) 2016年6月 当社取締役管理本部副本部長 2019年6月 当社取締役管理本部長 (現任) 2019年6月 極東興和(株)取締役管理本部長 (現任) 2019年6月 ケイ・エヌ情報システム(株)取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 極東興和(株) 取締役管理本部長 東日本コンクリート(株) 監査役 ケイ・エヌ情報システム(株)取締役	31,200株
選任の理由 主に経理・財務部門で豊富な経験を有し、現在、当社管理本部長としてグループ全体の経理・総務部門を統括しており、その経理及び総務に関する高い見識は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	やまがた おさむ 山 縣 修 (1956年2月19日生)	1978年4月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 2007年10月 同社広島支店営業部長 2010年4月 同社広島支店長 2010年10月 同社東京支店長 2015年4月 同社管理本部副本部長 2015年6月 同社取締役管理本部長 2015年6月 当社取締役管理本部長 2019年6月 東日本コンクリート(株)代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 東日本コンクリート(株) 代表取締役社長	73,900株
選任の理由 主に営業部門及び管理部門で豊富な経験を有し、現在、当社グループの中核会社である東日本コンクリート(株)の経営を担うなど、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

<インターネット等による議決権行使のご案内>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて
 - (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
 - (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
 - (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月18日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
2. インターネットによる議決権行使方法について
 - (1) 議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。



行使
期限

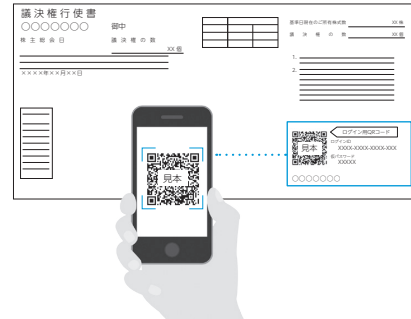
2020年6月18日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

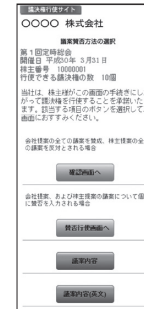
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

以上

株主優待制度のご案内

同一株主番号で3月末日及び9月末日の直近株主名簿に連続3回以上記載または記録された、当社株式100株（1単位）以上保有の株主様を対象とし、以下の基準により株主優待品を贈呈いたします。

基準日	株式保有数（保有期間1年以上）	優待内容
9月30日	100株以上 1,000株未満	当社オリジナル クオ・カード500円分
	1,000株以上	当社オリジナル クオ・カード3,000円分
3月31日	100株以上 1,000株未満	当社オリジナル クオ・カード500円分
	1,000株以上	当社オリジナル クオ・カード3,000円分

(注) 保有期間1年未満の株主様への株主優待品の贈呈はございません。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名義管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 TEL 0120-094-777
上場証券取引所	東京証券取引所（市場第1部）
公告の方法	電子公告により行う。 当社ホームページ (https://www.brhd.co.jp/) (ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、 日本経済新聞に掲載いたします。)

メ 毛

A series of 15 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice.

メ 毛

A series of 15 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing.

メ 毛

A series of 15 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

〒732-8575 広島市東区二葉の里三丁目5番4号 広テレビル
広島コンベンションホール
2階 メインホール2A



<鉄道でお越しの方>

J R 「広島駅」 新幹線口（北口）前から徒歩4分

広島電鉄「広島駅」 から徒歩6分